

平成 26 年 4 月 8 日参議院厚生労働委員会議事録

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございます。

答弁席に行ったり質問席に行ったり、行ったり来たりしますけれども、私は、みんなの党案は提案者なので、自分で自分の質問できませんので、私は閣法の方に対して質問をさせていただきます。

まず、受動喫煙防止対策についての質問なんですが、政府のたばこに関する目標設定の考え方というペーパーをちょっと資料請求して用意していただいて、私も新たな発見が幾つかあったんですね。そうしますと、何と職場について、平成二十二年に閣議決定した新成長戦略において、職場について、二〇二〇年までに受動喫煙のない職場の実現というのが掲げられているんですね。閣議決定で二〇二〇年までに職場の受動喫煙をなくすと目標を定められているんですよ。これは大変すばらしい目標です。

ただ、大臣、これ今回の労働安全衛生法の改正案を見ても、職場の受動喫煙防止は努力義務なんですね。努力義務ではなくせません。私、経験者ですから。

神奈川は条例作っているんです。神奈川は、公的施設、お役所とか教育施設や福祉施設、これは公的な施設だからもう全面禁煙です。民間施設は禁煙か完全分煙ですね、空間分煙、この選択制なんですよ。多くの民間施設は、当然お客さんがいるから、特に飲食店なんかは分煙にしたいわけですね。分煙にしたいわけです。

民間施設の中でも、最後、条例作るとき議会ともめまして、小さなお店、小さな旅館、ホテル、それと、風俗営業関係のお店、パチンコ屋さんとかジャン荘とか、こういうところは議会の様々な議論もあって努力義務にしたんです。大きな飲食店だとか旅館はこれもう義務化ですからみんな守られていて、神奈川に行くとどんなお店も禁煙になっていて本当に気持ちいいと評価もいただいています。ところが、努力義務のところはなかなか守られないんです。逆に、風営法施設なんというのはほとんど守られないんですね。

ですから、大臣、努力義務と逃げちゃうと、絶対にこの閣議決定の目標は達成できません。これは義務化するしかないんですね。大臣、閣議決定までなされているこの目標を達成するために、義務化じゃ私は全然不可能だと思いますが、大臣の見解をお伺いします。

○国務大臣（田村憲久君） 今委員おっしゃられましたとおり、二〇二〇年、平成三十二年で、これ新成長戦略、平成二十二年六月十八日閣議決定と。それ以外にも、がん対策推進基本計画、平成二十四年六月八日閣議決定、さらに健康日本 21、第二次であります、これは平成二十四年七月十日、これは告示でやっておるわけでありまして、こういう形の中で、受動喫煙のない職場の実現ということで挙げております。

第十二次の労働災害防止計画の中においても、これは平成二十九年でありますけれども、受動喫煙の率であります、一五%というような数字を挙げているんです。これは、実はこの一五%というのは、元々五%ずつ平成十九年の六五%から下げていくという計画でございます、この第十二次防に関しましてもこういう計画を我々目標に挙げておりますので、

今般の法律改正、確かにおっしゃられるとおり、義務化はいたしておりませんが、しかし努力義務という形でございますので、法的根拠がある中において労働基準監督署等々をそれぞれ指導していきながら、一方で助成措置もございますから、こういうものを使って実現に向かって努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○松沢成文君 実現に向けて努力するというそのお気持ちは分かるんですけども、それより前に、二〇〇三年ですか、健康増進法ができましたね。この第二十五条にも、事業者は受動喫煙防止のために努力するという努力義務があるんですよ。でも、やっぱり日本の事業者、特に飲食店なんかはなかなか努力義務じゃ守らないんですね。

WHOの条約も、条約の八条、ガイドラインで、法的な措置をとりなさいと、受動喫煙防止のために。その一番最初に公共の職場と書いてあるんです。ここ一番重要なんですよ。なぜかという、職場というのは上下関係があって、なかなか、上司に独善的な方がいて喫煙者だと言えないんですね。そういう弱い立場の人たちを守るためにも職場の受動喫煙の防止というのは義務化していかなきゃいけないということなんです。努力義務だとこれは絶対に達成できないと思います。二〇二〇年、早くなっただいて結果を見たいと私は思っております。

それと、今大臣が出しました健康日本21の中で、もう一つ、これもすばらしい目標ですね、こういう目標があるんです。未成年者の喫煙をなくす。いやあ、いいことは言っているんですね、全然実態伴っていないけど、ひどいもんですけれどね。こういう目標を言うのであれば、やりましょうよ、大臣。

今回、職場の受動喫煙の問題が大きなテーマでありますよね。この職場の受動喫煙なんです、これ特に飲食店は非常に難しいんです。特に難しいのは、飲食店は多くの人たちが従業員として働いているんですね。サービス業と言ってもいいでしょう。その中で未成年者がたくさんいるんですよ。未成年者がたくさんいるんです。大臣、どれぐらいいると思いますか。これはもう質問してもしょうがないですが、かなりの未成年者がいろんな飲食店で働いているんです。

実は、神奈川県で条例を作るときに最初に協力してくれたのが、ハングリータイガーというハンバーグのチェーン店なんですね。ここの社長さんは、非常にこのたばこ対策、理解がある。それは、たばこを吸うお客様、吸わないお客様を両方サービスしたい、だから分煙にするとかいうんじゃなくて、全面禁煙しかないと言うんですね。

その最大の理由は、うちは十八、十九のアルバイトの子たちをたくさん使っている、この子たちは年齢的にもたばこを吸っちゃいけない年齢なんだと。その子たちが、幾ら空間分煙にしたって、たばこが吸えるスペースというのものもあるわけですよ、そこに行かなきゃいけないわけですよ、サービスしに。私はたばこ嫌いなんでこっち側半分はサービスしないなんということを言ったら、うるさいやつだ、おまえ要らないよと首になっちゃいますよ。そうやって、未成年の人も、たばこを吸わない人も、飲食業、サービス業というのはたばこを吸っている人たちの場に行かなければいけない。こういう状況から特に未成年を守らなきゃいけ

ないので、ハングリータイガーは全面禁煙でいきますと。

実は、神奈川でこの条例を作ったときに、マクドナルドも、知事がそこまで言うのであれば、うちは神奈川のマクドナルド全面禁煙にしましょうと、ちゃんと呼応してくれました。そのときにマクドナルドの担当者が言ったのは、やっぱり従業員を受動喫煙の害から守らなきゃいけない、こういうことなんです。

ですから、従業員を守る、未成年を守るためにも、職場は全面禁煙の義務化をしない限り、これは絶対にこの未成年者の喫煙をなくすという目標は不可能だと思いますので、本当にこの目標を立てるのであれば私は義務化しかないと思いますが、未成年の立場も考えて、大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣（田村憲久君） 義務化にするかしないかという議論の中では、労働政策審議会で御議論をいただいてきたわけでありまして、その中に一つ御意見としてあったのは、やはり義務化すると助成制度というのは基本的に付かなくなるわけでありまして、制度上、そうすると、やはり助成制度を付けた方が進みやすいであろうと。二十五年度から助成率二分の一というような形にしてきたわけでありまして、そのような意味では、こういうものを使いながら進めていくということに関しては義務化よりかは努力義務の方がいいであろうと、こういう御意見もあったわけでありまして、そういう御意見を含めて今回努力義務にしたわけでありまして。

未成年のお話でしたが、当然未成年も労働者でございますので、この労働安全衛生法の対象であります。これ、成年、未成年で分けているわけではございませんので、努力義務の範疇の中に当然この未成年も、受動喫煙、これを防止する職場という意味で努力義務を掛けていくわけでありまして、この受動喫煙を防いでいく、こういうことを進める中において留意事項を置いております。これは、例えば妊婦さんでありますとか、それから呼吸器や循環器に疾患のある方々に対しては格別配慮するということになっておるわけでありまして、ここには未成年入っていないんですが、確かにおっしゃられる委員のお気持ちとかお考えも分かりますので、未成年も対象にすることも含めて検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○松沢成文君 是非とも検討をお願いします。

今大臣が、義務化すると助成措置を付けられないと。この、私、根拠が分からないんですね。

実は、神奈川県条例も、民間施設も禁煙か完全分煙のこれ義務化です、一部除いたのはありますけれども。その分煙施設を造るときに議論があったんですが、一部、制度融資を使って造った場合は利子補給という形に助成措置付けたんですね。義務化でもこうやって助成措置付けています。それから、ほかの法律もいろいろ調べたんですが、建築物の耐震改修の促進に関する法律というのがあって、これでは、耐震診断の実施の義務付けとともに、都道府県や市町村が建築物の耐震診断に要する費用を負担するという助成が法律で定められているんですね。これによって予算措置も行われています。このほかにも、厚労省関係では

障害者雇用促進法や、これは経産省ですが、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法などでも、法律で課された義務に対して予算措置で助成をしているんですよね。

だから、この労働安全衛生法だけ受動喫煙対策でこれは職場で義務化をしたら助成ができないと、やりにくいというのは、私は法技術上もこれちょっとおかしいんじゃないかと思っております。ちょっと今日、内閣法制局来ておりますかね。内閣法制局として、この労働安全衛生法の職場の受動喫煙対策の義務化をやったから、じゃ、これは助成措置をやっちゃいけないと、こういうことになるんですか。

○政府参考人（北川哲也君） お答えいたします。

お尋ねにつきましては、政策上の判断によるものであり、法技術上許されないものではないというふうに考えてございます。

○松沢成文君 ということは、政策上の判断なんです。やろうと思えばできるんですね。だから、その労働何とか審議会から答申が出て、それをうのみにしてできませんという結論の導き方は、私は、ミスリーディング、誤りであって、ここはきちっとこれ義務化にしても助成措置はできるという方向で私は今後検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょう、大臣。

○国務大臣（田村憲久君） 基準行政において最低限度のことを決めているわけでありまして、これに関して助成制度、他にないんですよね。例えば、先ほど言いました障害者雇用促進法等々にはありますが、これは例えばルールを守っていない企業から納付金を取りまして、それを障害者をたくさん雇っておられるところに対してお金を配っておるというようなやり方があります。強行法でもありますし、この法律に関しましてはやはり最低限度のところを守ってくれというような法律でございまして、そういうものに関して、それを守っていると更に助成を出すというのは、少なくとも私が知る限り基準行政の中ではないのではないかとございまして、そのような法体系からいきますと、やはり義務化したのに関して助成をするというのは我々としては余り理解できないというふうに認識しております。

○松沢成文君 これは見解の違いですけども、あくまでも内閣法制局はこれ政策上の判断だということなので、できなくはないわけですね。それを理由に、義務化すると助成ができないからやっぱり義務化は駄目なんだというのは、私はこれ一方的な見解だと指摘せざるを得ません。

さて、今回の法案では、我々は義務化と、ただ閣法では努力義務となったわけですね。まず、民主党政権のときに閣議決定されて国会に上程された前の労働安全衛生法の改正案では、これは義務化になっていたんですよね。それが今度努力義務に変わったと。その理由は義務化すると助成が付けられないからと、ここに来るかと思うんですが、ほかに理由はないんですか。なぜ前の閣法では義務化だったのが今度努力義務に変わったか、その変わった理由、そこを教えてくださいたいんです。

○国務大臣（田村憲久君） いろんな御意見は当然あるわけでありまして、例えば受動喫煙

防止という意味からすればそれはやり過ぎじゃないのかというような、そういうような国民の世論もあるわけでありまして、義務化までは厳しいから順次進めていけばいいのではないかというような御意見も世論の中にはあろうと思います。

様々な御意見がある中において、最終的に、労働政策審議会で御議論をいただいたときに、先ほど来言っておりますような御意見が出てまいる中において、最終的にはそのような形での労政審での合意を得て、そしてその上で今般の法律を提出をさせていただいておるということであります。

○松沢成文君 様々な御意見があると、義務化だとやり過ぎじゃないかと。でも、厚生労働省というのは国民の健康を守るためにある役所なんですよ。財務省が言うなら分かりますよ、これJT抱えて、たばこ利権全部抱えているんだもの。そのたばこ利権が全部損するんですよ。だって、たばこ規制を強めると、たばこの消費が落ちて、たばこ税も減るだろう、たばこの消費も減るだろう。そうするとJTも困るだろう。JTからは株の配当金ももらっているんですから、財務省は。財務省が消極的なら分かるんですよ。国民の健康を守る厚生労働省が本当に国民の健康を守るための受動喫煙防止対策についてトーンダウンしたことを正当化しちゃ駄目ですよ。こんなのじゃいけないと思わなきゃ。

それで、第一、日本国は、WHOのたばこ規制枠組条約に入っているんです。たばこ規制枠組条約の第八条とガイドラインでは、受動喫煙防止対策、きちっと義務化しなさいと書いてあるんです。その一番に公共の職場というのが出ていますよ。法的措置をつくりなさい、それは強制力がなければ駄目です、罰則付きですよ、その上、分煙じゃ効果はないんだと、完全禁煙を目指さなきゃ駄目だと書いてあるんですね。これ条約の方針なんですよ。

私は、常々不思議に思うのは、厚生労働省はいつもWHOを錦の御旗に使うんです。インフルエンザが起きた、パンデミックがある、WHOがこうやれと言っている、それに従わなきゃいけないというわけですね。臓器移植の法案でも、WHOはこういうふうと言っている、日本もこれに従わなきゃいけない、WHOを錦の御旗に使って政策を進めているんです。ところが、事たばこに対しては、WHOの方針に全然沿って頑張ろうとしないんです。なぜか。私は、やっぱり財務省が抱えるたばこ利権にかなわないから尻込みしちゃっているんじゃないかなと思われるぐらい、厚生労働省、国民の健康を守る役所なのに全然積極性が見えないんですね。皆さんが頑張っていただかないと、国民の健康守れないし、労働者の皆さんだって浮かばれませんよ。本当に厳しい思いをしているんですから。

WHOの条約に入っているのであれば、条約の方針を守るべきです。条約の方針を守る意思がないのであれば、条約から脱退すべきなんですよ。どうでしょうか。それが法治主義でしょう。

○国務大臣（田村憲久君） 条約は、確かにいろんな条約を結びながらそのとおりにないものもあるんだろうと思いますけれども、必ずしもWHOの方針に必ずしも従っているわけではなくて、ほかにもWHOで方針が出ているにもかかわらずいろんな理由があってそのとおりにない案件もあります。

いずれにいたしましても、今般のことは、先ほど私が言ったのは厚生労働省の見解ではありません。あれはいろんな御意見がある中にそういう御意見があるということを申し上げたわけでありまして、調査の中にもそういう御意見があるということを申し上げたわけがありますが、いずれにいたしましても、労働政策審議会の中で御議論をいただく中においてこの禁煙を、要するに職場での受動喫煙を防いでいくためにもどういう方法がいいであろうかという議論の中において禁止をして、何もないよりは努力義務にしておいて、それで助成を付けた方がいいであろうと。そして、それも法律の中に盛り込もうということで支援も法律の中に入れたわけでございますから、法律的根拠を置いた上でのそのような対応において、しっかりと二〇二〇年に向かって我々は努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○松沢成文君 今回の法案で努力義務になりました。ただ、努力義務になったけれども、努力義務というのが新たに入ったわけですね、職場の受動喫煙防止のための。そうであれば、この努力義務が入ったんだから、職場から労働基準監督署に、うちの職場で本当に受動喫煙で困っている、救済してほしいという声が上がってきたら、これは職場を調べるなりして指導をきちっとするんですね、努力義務でも。それじゃなきゃ意味がないですよ。救済できませんよね、職場で困っている人を。そこはどうですか。

○政府参考人（中野雅之君） 現在、職場の受動喫煙防止対策につきましては、労働基準監督署による周知啓発を通じまして、職場の受動喫煙防止対策に係る支援事業の活用を促すなど、事業者の自主的な取組を促進するよう都道府県労働局及び労働基準監督署に対して指示しているところでございます。

今回の改正法案成立後は、労働者からの受動喫煙に関する相談に対しまして懇切丁寧に対応し、必要に応じまして当該事業者に対して事業場の実情に応じた措置について助言するなど、適切な対応を行うよう都道府県労働局及び労働基準監督署に対して指示してまいりたいと考えております。

○松沢成文君 この助言というのが何か全然頼りないですね。だって、一応努力義務というこれきちっと言葉は入ったわけですよ。今まではこれすらなかったから、労働基準監督署に救済を訴えても、こう言われたというあれが来ていますよ、法律に根拠がないといって相談に乗ってくれないというところがあったと。それぞれの署によってこれ対応が違ったんですよ、それは法的根拠がなかったから。でも、今回は努力義務でも言葉がきちっと入ったんだから、それで救済を求められたら、助言なんて言わないで、きちっとそれで、まだ努力が足りないねというところがあったら指導したらどうですか。それがなければ法改正の意味ないですよ、助言じゃ。それを、私としては、全ての監督署にきちっと通達なりで、今回は法改正があったと、努力義務が入ったから救済の要請があった場合にはきちっと助言、指導を下さいよと、各監督署にきちっと送ってくださいよ。それじゃないと、この改正の意味がない。

○政府参考人（中野雅之君） 現在、職場の受動喫煙防止対策につきましては、周知啓発等

を通じまして、先ほども申し上げましたように、支援事業の活用を促すなど、事業者の自主的な取組を促進するよう労働局及び監督署に対しまして指示しているところでございます。

今回の改正によりまして指導の根拠が定められることになるため、事業者に対しましてより明確に取組を促すことができるものと考えております。

○松沢成文君 是非とも促していただきたいと思います。

先ほど答弁いただいた方から、事業者の自主的な取組と、こういう言葉がありましたけれども、その自主的な取組に任せていたら受動喫煙対策は全く進まないという最高に分かりやすい例が実は議員会館なんです。我々がいる議員会館なんですね。

実は、議員会館の喫煙については、自治委員会というのがあって、議員の代表の方が自治委員会で決めているらしいんですよ。それでこういう方向を出しているんですね。まず、議員以外は、各階に喫煙所があるので、そこでたばこを吸いなさいと。つまり、秘書たちはあの部屋を出て行って、それで一番端にある喫煙所に行って吸わなきゃいけないと。議員以外はなんですよ、議員は例外だというんです。ここでもう上下関係でしょう。偉い人が独善的なんですよ。俺は俺の部屋で吸わせてもらうよと、でも秘書たちは喫煙所ができたんだからあそこで吸えと、こうなっているわけですね。けしからぬね、これ。こういうところから改めなきゃいけない。

それで、私の元にもメールが来るんですね。それは議員の秘書さんから来ます。うちの議員さんはたばこ吸いなんですと。人はいいんだけど、この件は全然駄目で、自分たちが入っても平気でたばこを吸っている。官僚の皆さんが質問取りに来ても、あるいは法案の説明に来ても、平気でたばこを吸い始める。いろんな団体の人が入ってくる。

議員会館というのは、言っておきますけど、議員の私物じゃないですからね。国が造って、議員に与えられている公的な建物なんですよ。ここでさえ受動喫煙対策は進まないんです。それは職場の上下関係にあって、上司が独善的で、俺は関係ねえと言っちゃったら全然進まなくて、周りの人たちはみんな受動喫煙で苦しんでいるんですよ。

職場というのはこういう環境にあるんですね。だから、自主的な取組に任せていたら、永遠に職場の受動喫煙がなくなってゼロにするという目標なんか達成できないんですよ。先ほどの飲食店の未成年の問題も言いました。こうやって上下関係のある職場では受動喫煙対策が進まないんです。小さな中小企業で、社長さんや上司が喫煙者で独善的だったら全然進まないで、部下たちはみんな苦しむんですよ。

だからこそ、強制力が必要なんです。それがなければ、絶対に職場の受動喫煙ゼロも達成できないし、そして厚労省がようやく数値目標を取り入れた喫煙率一二・何%ですか、これ、受動喫煙防止の環境をしっかりと整えると喫煙者は減っていくんです。そうです、だって、どこへ行っても吸えないから俺やめようかなという人、出るんですよ。で、喫煙者が減ると受動喫煙が減るんです。したがって、受動喫煙防止と禁煙対策というのは車の両輪で、やればやるほど相乗効果が出てきて、喫煙率は下がってくるんです。それで初めて一二%達成できるんですよ。

是非とも、ちょっと時間が来ちゃいましたけれども、大臣、まずその前に、この議員会館の実態、大臣も議員会館を持っているでしょう、事務所。これが実態なんです。みんな秘書たち悩んでいるんです。でも言えないんです。そんなので言って、秘書を首になっちゃったら困るでしょう。それが実態なんですよ。この実態に対して、今回はまた努力義務で終わっちゃった。これは議員会館も現状維持でしょうね。どう考えますか、大臣。

○委員長（石井みどり君） 田村厚生労働大臣、時間を過ぎておりますので、答弁は簡潔に願います。

○国務大臣（田村憲久君） 簡潔に言いづらいんですが、まあ簡潔に言えば、頑張っていたいて、国会で、国会の中のことでございますので、皆様方の御意識で、しっかりとその点はお変えをいただければ有り難いと、短く言えばこういうことでございます。

○松沢成文君 努力義務では変わらないでしょう。これ、義務化して初めて変わっていくんです。そのことを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。